

平成 29 年度 新潟県医師養成修学資金の修学生
重点コース（県外医学生枠）を追加募集します。

- 医師養成修学資金は、将来、新潟県内の地域医療を担おうとする気概と情熱に富んだ医学生に対し、新潟県が貸与資金を拠出し、(公財)新潟医学振興会が貸与するものです。
- 平成 29 年度の「重点コース（県外医学生枠）」について、募集人員に達していないため、国公立 2 名及び私立 1 名の追加募集を行います。
- この修学資金の貸与を受けた県外医学生は、卒業後、一定期間、県内の指定する医療機関に勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。

貸与額 ・ 貸与期間 ・ 貸与人数 ・ 対象者等

区分	重点コース (県外医学生枠)
貸与額	① 県外の国公立大学 月額 15 万円 ② 私立大学 月額 30 万円
募集人員	① …… 2 名、② …… 1 名
貸与期間	平成 29 年 4 月から卒業の月まで（貸与期間は正規の修業年限に限ります。）
対象者	<p>原則として、本県出身者（注）で県外の大学において医学を履修する課程に在学している方（学年を問わず申請可能。ただし、大学院生を除く。）であって、卒業後、新潟県内の医療機関に医師として勤務する医師を有している方を対象とします。</p> <p>（注）「本県出身者」には、県内出身学生及び県内高校卒業生のほか、学生の父又は母が新潟県出身である方や本人又は父もしくは母が新潟県に居住（研修や旅行等の単なる滞在を除く）していたことがある方を含みます。</p> <p>他の自治体等から就業義務の伴う奨学金等の給付を受けている、または受ける予定の方は応募することはできません。</p>
所得制限	生計を一にする家族、又はこれに代わって家計を支えている方の年収の合計が、1,500 万円未満の方に限ります。

応 募 方 法

区 分	重 点 コ ー ス (県外医学生枠)
申請 書類	<p>募集期間中に、<u>申請書類を(公財)新潟医学振興会あてに持参又は書留郵便により提出してください。</u></p> <p>(提出書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 修学資金貸与申請書(第1号様式) ② 健康診断書(申請日前2ヶ月以内に保健所又は医療機関等において作成したものに 限ります。) ③ 戸籍抄本 ④ 在学証明書(新生の方は合格通知書の写しでも可) ⑤ 直近の学業成績表(新生の方は高等学校在学中のもの) ⑥ 源泉徴収票又は確定申告書(生計を一にする家族等全員の方のもの) ⑦ 家計の実情等申出書(第3号様式・提出任意) ⑧ 新潟県とのゆかり等に関する申出書及び添付書類(第2号様式・本書「貸与対象者」 欄の(注)に該当する者のみ提出すること。) <p>(注) 提出された書類は、修学資金の貸与に関する目的以外の用途には使用しません。 また、提出された書類は返却しません。</p>
保証人	<p>申請には2人の保証人が必要です。貸与を受けようとする者が未成年の場合は、保証人のうち1人を法定代理人とし、成年者である場合は、保証人のうち1人を父母兄弟又はこれに代わる方とします。</p>
選考 方法	<p>書面による審査及び面接等により修学生を選考します。</p>
その他 留意事項	<p>修学資金貸与者を決定した場合、貸与者の決定状況(各コースの貸与決定者の大学名、人数等)を公表することがありますので、あらかじめご承知の上、申請してください。</p>

募 集 期 間

区 分	重 点 コ ー ス (県外医学生枠)
募集 期間	<p><u>平成29年6月19日(月)から平成29年7月18日(火)まで</u></p> <p>◆ 制度の内容及び申請様式等は、(公財)新潟医学振興会ホームページ及び新潟県庁ホームページ「新潟県の医学生・医師への募集情報のページ」に掲載します。</p> <p>(情報掲載URL)</p> <p>(公財)新潟医学振興会 http://www.niigata-mf.or.jp/ 新潟県庁ホームページ http://www.pref.niigata.lg.jp/ishikango/ishitop.html</p>

修学資金の返還の免除要件等

修学生が、次の条件をすべて満たしたときは、月額貸与金の返済債務の全額を免除します。

区分	重点コース (県外医学生枠)																														
医師免許	大学を卒業した後、2年以内に医師の免許を取得すること。																														
臨床研修	医師免許取得後、直ちに、新潟大学医歯学総合病院又はそれ以外の県内臨床研修病院で卒後臨床研修に従事すること。																														
勤務する医療機関の指定等	<p>卒後臨床研修修了後、指定する医療機関に勤務すること。</p> <p>勤務する医療機関は、医療法第31条に規定する公的医療機関のうち、新潟市以外の県内に所在する公的医療機関（注1・注2）となります。ただし、救急医療の確保等特段の理由がある場合は、上記以外の医療機関となる場合があります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>（注1）医療法第31条に規定する公的医療機関とは、県、市町村、厚生連、日本赤十字社、済生会等が開設する病院等を言います。</p> <p>（注2）なお、義務年限に含まれるキャリア形成のための専門研修（2年間）は、原則として新潟大学医歯学総合病院又は県立病院で行うこととなりますので、この限りではありません。</p> </div>																														
義務年限	<p>貸与期間の1.5倍</p> <p>（義務年限に関する注意事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 最低義務年限 計算で得られた義務年限年数が4年未満である場合、その義務年限は「4年」とします。 卒後臨床研修期間 義務年限には、卒後臨床研修期間（2年間）を含みます。 <p>●「重点コース」の修学資金貸与を受けた場合の勤務（義務履行）パターン（義務年限9年の場合）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学生</th> <th colspan="9" style="text-align: center;">義務履行期間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">6年間</th> <th style="text-align: center;">1</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">6</th> <th style="text-align: center;">7</th> <th style="text-align: center;">8</th> <th style="text-align: center;">9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">修学</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">卒後臨床研修 (県内・2年間)</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">指定する医療機関に勤務（1～2年毎にローテート） ※キャリア形成のための専門研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能（ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。）</td> </tr> </tbody> </table>	学生	義務履行期間									6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	修学	卒後臨床研修 (県内・2年間)		指定する医療機関に勤務（1～2年毎にローテート） ※キャリア形成のための専門研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能（ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。）						
学生	義務履行期間																														
6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
修学	卒後臨床研修 (県内・2年間)		指定する医療機関に勤務（1～2年毎にローテート） ※キャリア形成のための専門研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能（ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。）																												

	<p>(義務年限に関する注意事項)</p> <p>◆ 義務年限の進行の停止</p> <p>義務履行期間中の出産、県外研修などやむを得ない理由により指定医療機関等での勤務が困難になった場合は、事前に承認を得ることで義務年限の進行を停止することができます。この場合、停止した期間は義務履行年限には算入されません。</p>
地域医療研修	新潟県内で夏季休暇等を利用して行う地域医療に関する研修（3日間程度）に毎年、参加すること。
本人の死亡等	修学中もしくは義務履行期間中に本人が死亡したとき、又は義務履行期間中に業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったときは、月額貸与金の返済債務の全額を免除します。

貸与の停止、休止及び保留等

区分	重点コース (県外医学生枠)
貸与の停止	<p>修学生が次の①から⑥のいずれかに該当したとき以降の貸与を停止します。</p> <p>① 退学したとき。 ② 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。 ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。 ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。 ⑤ 規則等に定められた提出書類を正当な理由なく提出期限までに提出せず、かつ規則等の遵守が期待できないと認められるとき。 ⑥ その他、修学資金貸与の目的を達成する見込がなくなると認められるとき。</p>
貸与の休止	休学したとき、又は停学の処分を受けたときは、これに該当する期間の月分の修学資金は貸与しません。
貸与の保留	正当な理由がないのに定められた書類等を提出しないときは、当該事由が解消されるまでの間、修学資金の貸与を保留します。

修学資金の返還等

区分	重点コース (県外医学生枠)
返還しなければならない場合	<p>修学生は、次のいずれかに該当したときは、<u>貸与を受けた修学資金の全額に利息を付した額を、その事由が生じた日から1ヶ月以内に返還しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 修学資金の貸与が停止されたとき（前記「貸与の停止」参照）。 ② 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。 ③ 医師免許を取得後、定められた卒後臨床研修に従事しなかったとき。 ④ 業務外の事由により臨床研修に従事又は指定医療機関に勤務しなくなったとき。
返還利息	<p>返還利息は、各月の貸与額等について、その交付を受けた日から修学資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ、<u>年10パーセントの割合で算定した額</u>とします。</p>
延滞利息	<p>正当な理由がなく、定める期限までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、<u>返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で算定した延滞利息が課</u>されます。</p>
返還の一部免除	<p>医師免許取得後、直ちに臨床研修に従事した場合において、その後、<u>義務の履行期間を満了する前に、指定医療機関等に勤務しなくなったときは、修学資金の返還の債務（利息の返還債務を含む。）の一部を免除</u>することができます。</p> <p>（返還を免除できる額は、次のように計算します。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{「返還免除額」} = \text{「返還総額」} \times (\text{「従事勤務期間」} / \text{「義務履行期間」})$ </div>

Q&A（重点コース県外医学生枠）

Q1 卒後2年間の臨床研修はどこで行うのですか？

A1 新潟大学医歯学総合病院又は県内の基幹型臨床研修病院で行うことになります。ただし、他の医学生同様に、医師臨床研修マッチングに参加していただきます。

Q2 臨床研修修了後の指定医療機関とは、どのような医療機関ですか？

A2 医師不足地域の県立又は市町村立、厚生連等の公的な医療機関から県が指定します。ただし、公的な医療機関であっても新潟市内の医療機関は除きます。

Q3 指定医療機関には、診療所は含まれますか？

A3 原則として診療所は含まれませんが、地域の中核病院に勤務し、週1回程度、市町村立の診療所等に派遣されるケースは想定されます。

Q4 義務履行期間（勤務指定期間）の勤務については、どのようなイメージになりますか？

A4 別紙のモデル例のようなイメージになります。

Q5 診療科の選択に制限はありますか？

A5 返還免除の条件としては、皆さんが将来目指す診療科について、特に制限は設けていません。

ただし、どの診療科に進むにしても、臨床研修修了後2年間は、地域医療を主体とした医療に従事してもらうこととなります（希望診療科への入局自体は可能です）。その後、卒後5年目からは、希望する診療科の医師として大学等で専門の研修（2年間）を積み、残りの義務年限の期間をその診療科の医師として地域の指定医療機関で勤務することとなります。

Q6 専門医にはなれますか？

A5 専門医を取得する課程は診療科によって多少異なりますが、卒業後5年目から2年間は、大学等で専門研修ができますし、その後も地域で各診療科医師として勤務しますので、9年間の義務年限中に取得することは可能です。

Q7 大学院への進学は可能ですか？

A7 可能です。大学院の期間は通常4年になりますが、臨床を離れ実験等の研究に専念する期間については、義務の期間を一旦停止し、後に延ばすことで、研究期間を取れますし、臨床を行いながらできる期間については、義務年限を継続しながら、大学での2年間の研修や地域病院での勤務と併せて行うことも考えられます。

また、臨床を行いながら進学できる社会人入学の場合は、義務期間中の勤務をしながら行うことができます。

Q8 海外留学や県外研修は可能ですか？

A8 可能です。所属する医局の推薦があり、新潟医学振興会理事長が必要と認めた場合には、義務の期間を一旦停止して、海外留学等することは可能です。

Q9 結婚して出産した場合、育児休暇はとれますか？

A9 診療に従事せず育児に専念する育児休暇についても、義務の期間を一旦停止して取得することが可能です。

Q10 中間の2年間の研修は、県外の病院で研修することも可能ですか？

A10 義務年限の9年間はいくまでも新潟県内の病院に勤務することが条件になりますので、中間での研修期間中に、原則として県外で研修を行うことは認められません。どうしても県外の病院で研修をしたい場合は、県外研修として新潟医学振興会理事長が必要と認めた場合に限り、義務の期間を一旦停止して行うことになります。

卒業後のキャリアモデル例(Q&AのA4の別紙)

重点コース（県外医学生枠）の場合

医学部在学年数		卒業年数(勤務指定期間9年間(貸与6年×1.5))								
年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
区分	初期臨床研修		指定勤務 (地域医療)		中間(専門)研修 (指定勤務)		指定勤務(専門)			
想定される勤務先及び勤務内容等	医学部医学科6年間 (1~5年生の間、修学生合同の夏期実習に参加し、地域病院を体験)		医師不足地域の公的医療機関で、地域医療を主体とした医療に従事し、幅広い診療能力を養成		原則として新潟大学医学総合病院又は県立病院で、選択した診療科で高度・多様な症例等を経験する専門研修に従事		公的医療機関(新潟市内を除く。ただし救急医療の確保等特段の理由がある場合はこの限りではない)で、選択した診療科の医師としての経験を積みながら、地域で専門医としての診療能力を向上			

修学資金貸与(6年間)

※公的医療機関とは、医療法第31条に規定する都道府県、市町村、厚生連、日本赤十字社、済生会等が開設する病院等をいいます。

この間、県外・海外研修や大学院進学も可能。(ただし、当該期間は義務期間に算入しない。)

医師養成修学資金貸与規則等について

医師養成修学資金貸与制度の実施については、本書のほか、医師養成修学資金貸与事業実施規則及び同実施規程（以下「貸与規則等」という。）によります。

貸与規則等は、(公財)新潟医学振興会ホームページ(<http://www.niigata-mf.or.jp/>)及び新潟県庁ホームページ（掲載ページURL等は下表のとおり）からご覧いただけます。

掲載ページURL	http://www.pref.niigata.lg.jp/ishikango/ishitop.html
貸与規則等	上記URLのページのサイドバーから「新潟県医師養成修学資金貸与事業」を選択し、ページ中にある、 <ul style="list-style-type: none">・医師養成修学資金貸与事業実施規則（PDF ファイル）・医師養成修学資金貸与事業実施規程（PDF ファイル） によりご確認ください。

申請先・お問い合わせ先

○ 申請先

公益財団法人新潟医学振興会

〒951-8510 新潟県新潟市中央区旭町通1-757 新潟大学医学部内

TEL: 025-227-2176 FAX: 025-225-5555

E-mail: medsinko2@med.niigata-u.ac.jp

URL: <http://www.niigata-mf.or.jp/>

○ 問い合わせ先

① 公益財団法人新潟医学振興会

② 新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

TEL: 025-280-5960(ダイヤル)

FAX: 025-280-5641 E-mail: ngt040290@pref.niigata.lg.jp

URL: <http://www.pref.niigata.lg.jp/ishikango/ishitop.html>